

高知県森林環境保全基金運営委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高知県森林環境保全基金条例（平成15年高知県条例第2号。以下「条例」という。）及び高知県森林環境保全基金条例施行規則（平成15年高知県規則第24号）の規定に基づき、高知県森林環境保全基金運営委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 委員長は、次の場合に委員会の会議（以下「会議」という。）を招集する。

- (1) 条例第5条第1項各号に掲げる事項について知事から意見を聴かれたとき又は知事に意見を申し立てようとするとき。
- (2) 委員の3分の1以上の者から付議すべき事項を示して会議の招集の請求があったとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、委員長が必要と認めたとき。

2 委員長は、会議を招集しようとするときは、その期日の1週間前までに、日時、場所及び付議すべき事項を委員に通知しなければならない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

(委員以外の者の出席)

第3条 会議の議長（以下「議長」という。）は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べ、又は説明させることができる。

(緊急議案)

第4条 会議は、議長及び出席委員の3分の2以上の者の同意を得たときに限り、第2条第2項の規定によりあらかじめ通知した事項以外の事項についても議決することができる。

(会議の秩序維持)

第5条 議長は、会議の秩序を維持し、その運営を円滑に行うため必要があると認めるときは傍聴人の入場を制限し、又はその秩序を乱し、若しくは不穏当な言動をした者があるときはその者の退場を命ずることができる。

(答申及び申立て)

第6条 委員長は、委員会において第2条第1項に規定する事項の調査審議が終了したときは、会議の議決を経て、その結果を知事に答申し、又は意見を申し立てなければならない。

(議事録)

第7条 会議の議事については、その要領を記載した議事録を作成しなければならない。

2 議事録に記載する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席した委員の氏名及び欠席した委員の氏名
- (3) 議題
- (4) 議事の概要

(5) 前各号に掲げるもののほか、重要な事項

(会議の公開)

第8条 会議は、公開とする。ただし、議長が特に認めるときは非公開とすることができる。

(委員会の庶務)

第9条 委員会の庶務は、高知県林業振興・環境部林業環境政策課において処理する。

附 則

この要領は、平成15年5月26日から施行する。

この要領は、平成19年8月31日から施行する。(改正)

この要領は、平成20年4月1日から施行する。(改正)

この要領は、平成21年1月29日から施行する。(改正)

この要領は、平成21年4月1日から施行する。(改正)